

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十二條、<u>第五十一條及び第七十四條第一項第一号</u>において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十二條<u>及び第五十一條</u>において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 略</p>
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第七十四条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>一 <u>児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは</u></p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第七十四条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。</p> <p>一 <u>指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごと</u>にその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p>

文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの（以下この条及び第八十条において「障害福祉サービス経験者」という。）指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3・4 略

5 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 略

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3・4 略

5 第一項第一号の指導員又は保育士

のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 略



びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第七十九条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第四十七条まで、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項及び第五十四条から第五十六条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十八条中「いう。第三十九条第六号及び第五十三条第二項」とあるのは「いう。第七十九条において準用する第三十九条第六号」と、第二十四条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十八条」と、第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第八十条 基準該当放課後等デイサービス事業者(放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者をいう。)が当該事業を行う事業所(次条第一項及び第八十一条の二において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業

(準用)

第七十九条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで、第五十三条第一項及び第五十四条から第五十六条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十八条中「いう。第三十九条第六号及び第五十三条第二項」とあるのは「いう。第七十九条において準用する第三十九条第六号」と、第二十四条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十八条」と、第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第八十条 基準該当放課後等デイサービス事業者(放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者をいう。)が当該事業を行う事業所(次条第一項において「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業

者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 ~~児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者~~ 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる~~児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者~~の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ 略

二 略

2 略

3 ~~第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。~~

(準用)

第八十二条 第九条、第十四条から第二十四条まで、第二十七条第二項、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六から第四十七条まで、第四十九条、~~第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、第六十一条から第六十二条の二まで、第七十三条、第七十八条(第一項を除く。)~~及び~~第七十八条の二~~の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 ~~指導員又は保育士~~ 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる~~指導員又は保育士~~の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ 略

二 略

2 略

(準用)

第八十二条 第九条、第十四条から第二十四条まで、第二十七条第二項、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六から第四十七条まで、第四十九条~~から第五十一条まで~~、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、第六十一条から第六十二条の二まで、第七十三条~~及び第七十八条(第一項を除く。)~~の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。